

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第六十六条の二第一項第六号の改正規定（同法第八十八条第二十項を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）、及び同法附則第五十五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五十五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十條の四第一項第二号の改正規定（規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（同法第八十二条第四項を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）、並びに同法附則第二条及び第十三条の六第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十條（第一項ただし書を除く。）、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項第四号口の改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）、並びに附則第六十條の規定、平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

七 第六條中介護保険法第四十六條第一項、第四十七條、第五十九條第一項、第七十九條、第八十一条から第八十二條の二まで、第八十三條第一項、第八十三條の二から第八十五條まで、第八十五條の三十五及び第八十一條の改正規定並びに附則第二十三條及び第二十四條の規定、平成三十年四月一日

（検討）
第二条 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第四條の規定（前条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法（以下「第五号新医療法」という。）第六條の十一第一項に規定する医療事故調査（以下この項において「医療事故調査」という。）の実施状況等を勘案し、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十一條の規定による届出及び第五号新医療法第六條の十五第一項の医療事故調査・支援センター（以下この項において「医療事故調査・支援センター」という。）への第五号新医療法第六條の十第一項の規定による医療事故の報告、医療事故調査及び医療事故調査・支援センターの在り方を見直すこと等について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後二年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三条 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下この条において「旧整備法」という。）第五條第一項の規定により提出された旧整備法第四條第一項に規定する市町村整備計画に基づき事業等については、旧整備法第五條及び第六條の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の日前に旧整備法第四條第一項に規定する市町村整備計画に掲載された同条第二項第二号に掲げる事業により整備される施設については、旧整備法第七條及び第八條の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

第四条 医療機関の施設及び設備の整備に関する事業で、第四條の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法（以下「第三号新医療法」という。）第三十條の四第二項第七号に規定する地域医療構想が同条第一項の規定により定められ、又は第三号新医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画において定められるまでの間に、第一条の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下この条において「新医療介護総合確保法」という。）第三條第一項に規定する総合確保方針に基づき、都道府県が地域における医療の確保のために必要があると認めて、新医療介護総合確保法第四條第一項に規定する都道府県計画において定めるものについては、当該事業を新医療介護総合確保法第六條に規定する都道府県事業とみなして、新医療介護総合確保法の規定を適用する。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に臨床研究中核病院という名称を使用している者については、第三号新医療法第四條の三第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

第六条 第五号新医療法第六條の十及び第六條の十一の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条及び附則第二十八條において「第五号施行日」という。）以後の死亡又は死産について適用する。

第七条 第五号新医療法第六條の十五第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第五号施行日以前においても、同項並びに第五号新医療法第六條の十八及び第六條の十九第一項の規定の例により行うことができる。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第四十條において「第二号施行日」という。）前に第三條の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の医療法（以下この条において「第二号旧医療法」という。）第三十條の四第一項の規定により定められ、又は第二号旧医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画は、第二号施行日から平成二十七年三月三十一日までの間（当該医療計画が第三條の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法（以下この条において「第二号新医療法」という。）第三十條の六の規定により変更され、又は医療計画が第二号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められた場合には、第二号新医療法第三十條の六の規定により変更され、又は同項の規定により定められるまでの間）は、第二号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、又は第二号新医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画とみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に第二号旧医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、若しくは第二号旧医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画又は第二号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、若しくは第二号新医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画は、第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間（当該医療計画が第三号新医療法第三十條の六の規定により変更され、又は医療計画が第三号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められた場合には、第三号新医療法第三十條の六の規定により変更され、又は同項の規定により定められるまでの間）は、第三号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、又は第三号新医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画とみなす。

3 第二号施行日から平成三十年三月三十一日までの間に定められ、又は変更された医療計画についての第二号新医療法第三十條の六の規定の適用については、同条第一項中「三年」とあり、及び同条第二項中「六年」とあるのは、「五年」とする。